

ます。なにとぞ慎重御審議の上御賛同くださいま

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は
すようお願い申し上げます。

絶了いたしました。
これらに対する自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、特許法等の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といったします。

両案はつきましては、まずは提案理由の説明から聽取いたしておりますので、本日は政府委員から順次補足説明を聽取いたします。特許局長官。

○政府委員(倉八正君) 先般お配りしました特許法等の一部を改正する法律案の要綱につきまして、非常に技術的な問題が多うございますから、これを簡単に御説明させていただきます。

ように、リスボン条約の改正がございまして、それに伴う加入のために特許法の一部を改正するというのがこの主要点であります。ここで加入のために改正を要することは、特許法以外にあるいは実用新案法、あるいは商標法、あるいは不正競争防止法を含んでおる一連の関係法案であります。それで、この要綱に従いまして、簡単に説明させていただきます。

要綱の一は、優先権の主張に伴う手続についての改正でございます。優先権というのは、ある登約加盟国に最初工業所所有権を出願した者が、さらには他の同盟加入国に対しまして、その同じ出願をする場合、その出願が一定期間にされると、最初の国に出願した日があとの国に出願した日とみなされるという規定がございまして、これはいわゆる時間のずれによる不利益を矯正するという制度で、国際的な制度でございますが、今度の改正は、この場合に、最初の国、たとえばアメリカならアメリカ人が、自分の国の特許庁に出願して、さらに日本にその出願を持ってきたという場合に

は、最初の国に出願した番号を日本の特許庁に知らせなさいというのが、この第一の趣旨でございまして、これによって審査の便宜をわれわれは期待することができるというのが第一点でございます。

要綱第四の内容は、最近国際機関が非常にふえましてまいりまして、たとえばILOあり、あるいはユナイテッドネーション、あるいは欧州経済共同体制――ECC――というのがあります。こういうものでござります。

○政府委員(大慈弥辰久君) 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして補足説明をさせていただきます。

それから要綱の第二について申しますと、特許の所有者が、その特許発明を継続して三年以上使用しない場合に、ほかの人がその特許発明の使用を希望いたしますときは、最終的には特許庁長官の裁定によりまして、その当該発明を使用する権利を強制的に希望者に与えることができる制度がこれまでにあります。今度の改正では、この三年以上という要件のほかに、出願の日から四年経過していなければこの裁定を申請できないという改正を行なうものであります。この理由としまして、大体特許権の所有者がその特許発明を使用しない場合でも、あまり短時間の間にその使用権を他の者に強制的に与えますことは穢當でないという考え方方に立脚しております。

要綱二の後段でございますが、これはいま申し上げましたような手続を経まして、特許発明を使用している者が、その特許発明を使用する権利をさらに第三者に譲る場合の要件に関する規定でございます。

すなわち、本来この権利は、強制的な手続により与えられたものであることにかんがみまして、その権利は自由に他に移転し得るものであつてはならないという国際的な慣習がありますが、したがいまして、この移転し得る場合、相続その他一般承継のほかは、事業のうち、その権利の使用に關係した部分と一緒に譲りなさいという場合に限るというのがこの第二の趣旨でございます。

それから要綱第三の内容は、パリ条約に加入している国、たとえば英國においてある商標権を持つている者が、日本におきましてその代理人または代表者が、本来の商標権所有者の承諾を得なくて、かつ自分の名前で日本の特許庁に対しましてその商標を出願したり、またはかつてに使用する場合、本来の権利者を保護するための措置を

用を禁止するというのが第四であります。

それから第五は、これまでの法律におきましては、原産地についての虚偽表示及び原産国以外の地において産出された旨の誤認を生じさせるような表示の使用を禁止しておりましたが、今度のマドリード協定の改正に伴いまして、同一国内の別地において産出された旨の誤認を生じせるそういう表示につきましても、同様に規制したというのがこの内容でございます。

要綱の六は、従来商品の品質内容または数量につきまして、誤認を生じさせるような表示を禁止しておりますが、今度の改正によりまして、商品の製造方法、用途につきましても同様に規制することにしたのがこの内容でございます。

最後に要綱の第七でございますが、これは非常にわかりにくい規定だと思いますが、大体特許をしておりますが、今度の改正によりまして、商品において要件でございまいますが、特許を与えるかどうかという一番大きい要件は新規性があるかどうかということであります。新規性というののは、出願の前に、それと同じものが従来なかつたといふのが要件でございまして、それをわれわれは専門語で新規性と言っているわけですが、たゞこの例外としまして、これまで政府または公社団体が開催する博覧会に出品したものにつきましては、開催日から六ヶ月以内に出品すれば、新規性が失われないというふうにして、発明を保護しておつたのでございますが、今次の改正では、最近盛況に展示会とかあるいは展覧会というのがふえてまいりましたから、そういう場合には特許庁長官が指定すれば、そこに出品したものについては、六ヶ月間は新規性を失わないという規定をそこに入れるというのがこの法の内容でございます。

つ計画的に行なうことの目的としまして、石油資源開発株式会社が設立されたわけであります。その後、今日まで九年余りの日時がたったわけでございますが、同社を中心にして、石油資源の探鉱開発事業というものは順調な足取りを続けてまいりました。三十八年度におきましては、原油については約五十万キロリットル、それから天然ガスも年産約五億立方メートルというのが同社によって生産されております。ただし、最近は生産の伸びが相当鈍化をいたしましたよう状況にございますが、石油鉱業合理化計画の線に沿いまして、現在も鋭意努力を続けております。ところで、最近におきまして、海外原油の探鉱開発というのが非常に大きな意義を持つようになつてまいりました。御存じのとおり、石油の需要といふのは急速に増大を示しております。三十九年度におきましては約七千五百万キロリットルという状況でございますが、今後も逐年増加を続けて、四十二年度には一億キロリットルの大台を突破しそうな状況にございます。ところが、原油は中近東に非常に片寄つております。現在のことごろ九割近く、八割以上も中近東に依存しているような状況でござります。また、これらの原油を供給しております会社も、国際的に大きな外圧の会社に依存しているわけでございます。輸入量の増加に伴いまして、これに支払います外貨も当然のことでござりますが、非常に大きな額になるとしております。したがいまして、この際原油供給地の分散をはかりますとか、あるいは外貨の節約をはかるということがたいへん大切なことであります。さらに低開発圏との経済協力の意味においても、海外原油の探鉱開発というものは大切になつております。ところで、これらの海外原油の探鉱開発には技術的な裏づけが必要でございまして、さ

ますが、石油資源開発株式会社は、十分技術的にも探鉱開発に応じ得られるだけの力を持つてゐると考えられます。このようにして、海外における原油開発事業に同社が進出するということには大きな意義を感じます。四十年度におきましては、政府の出資金七億円を含めまして、十一億の規模でインドネシアで三ヵ所探鉱開発の事業を行なおうということに計画をしておりまます。このような状況にかんがみまして、今回の改正案を提出いたしました次第でございます。改正案の第一点は、取締役の人数のワクを、現在七名でございますが、九名に二人ふやすことでござります。二名増加をいたします取締役の分担でございますが、一名は先ほどから御説明いたしました海外事業の積極化に伴いまして、海外事業を分担するという予定にしております。それから一名は労務関係と調査ということを分担をいたしたいと思っておりますが、この会社はスタートいたしました当時からずっと七名でございまして、当時は従業員も三百名足らずだったのでございましたが、現在では千二百名をオーバーしております。そういう意味から、国内的にも事務遂行の体制の拡充をはかり、経営陣の強化をはかりたいということで、労務、調査関係に一名をお願いします。

それから第二の改正点でございますが、海外の地域において石油資源の開発に関して必要な事業を営むことを明らかにこの際規定をする、明定したといふふうに考えております。なお、同社が海外事業を営む場合には通商産業大臣の認可を受けなければならないということにいたしました。これは、海外の原油の開発は非常に長期にわたるものでございますし、資金的にも非常に多額な金を要するものと考えられます。さらに、経済協力の観点から国と国との関係も出てくるわけでございます。そういう点を考慮いたしまして、通商大臣の認可を受けなければならぬということにいたしましたわけであります。

それから最後に、会社が鉱業権の譲り受けをい

たします場合は、現在すべて通商産業大臣の認可を必要といたしますが、鉱業権の譲り受けの問題も、帝國石油からの鉱業権の譲り受けといふ問題はすでに終わっております。最近の状況は、政府の出資金七億円を含めまして、十一億の規模でインドネシアで三ヵ所探鉱開発の事業を行なおうということに計画をしておりまます。このような状況にかんがみまして、今回の改正案を提出いたしました次第でございます。

以上が補足説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

○大矢正君 ただいまの石油資源開発株式会社法の一部改正の法律案について資料を二、三お願いしておきたいと思います。

一つは、事業の今日までの経過、これから計画、さらに最近の営業状況、また経理状況、そういうものをまとめてこの際出してもらいたい。それから役員の氏名、多少の経歴等を記入して、これも提示してもらいたい。

○中田吉雄君 私も資料を要求したい。スマトラはなかなか国営とか、いろいろめんどくなのですが、インドネシアの石油開発に対するインドネシア政府の政策ですね。その概要をひとつ知らせてもらいたい。

○上原正吉君 長官にお尋ねしますが、御質疑のありの方は順次御発言を願います。

○上原正吉君 長官にお尋ねしますが、御承知のように、特許とか、実用新案とか、あるいは商標の登録とか、これは業者の営業権を直接保護する大事な法律である。したがつて、特許庁の仕事はまことに直接国民の利害に関連する大事な仕事だと思うんです。ところが、これがさっぱり進歩しないんですね、仕事が。登録を申請して登録になるんだが何だかわからない。特許の出願をしても、いつまで待つても、特許されるんだが何だか一向見当がつかないというよう

たします場合は、現在すべて通商産業大臣の認可を必要といたしますが、鉱業権の譲り受けの問題も、帝國石油からの鉱業権の譲り受けといふ問題はすでに終わっております。最近の状況は、政府の出資金七億円を含めまして、十一億の規模でインドネシアで三ヵ所探鉱開発の事業を行なおうということに計画をしておりまます。このような状況にかんがみまして、今回の改正案を提出いたしました次第でございます。

以上が補足説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

○政府委員(倉八正君) いま先生から御指摘があ

りましたように、まことに結果的に見ますと申し

つけないことでございまして、こういう世の中の

流れが早いときに三年半もたつ、出願されてから

大体特許、実用新案は三年半もたつというこ

とは、まことに御指摘のとおり申しわけないと私は

考えております。それで非常に言いわけがましい

ことになりますが、最近の事情をちょっとお詫び

申し上げたほうが話の筋としてよからうと思いま

すが、ことは大体三十万件近く特許のいわゆる

工业所有権の申請がありまして、昨年が大体二十

四万件くらいということです、非常にふえてまいり

ましたのと、外国出願が多い、あるいは内容が複

雑になりましたして、たとえば一例を申し上げま

すと、千五百ページにわたる申請書が出ておりま

す。これは見るだけで一年かかるのでございま

す、一件が。そういうのが出てまいりまして、ま

ず、ますます渋滞しております。昨年前長官がこの席

で御説明しましたときは、確かに四十六万件の滞

貨だったと思いますが、ことは五十八万件に

なりましたして、たとえば一例を申し上げま

す。これは大体三千五百件くらい増加いた

しました。こういうことも一つの柱としまして、

それから登録の一科も三月からそれにいきたい

と。これは技術的な問題ですが、そのためには資

本の整備もしなくてはいかぬ、あるいは分類も

もつとはつきりしなくてはいけないということを

取り上げまして、これも相当進捗しておると私た

ちは考えております、それから次に、機械化をで

きるだけはかるということで、これはまたそのう

ちにいろいろ詳しく述べたいと思います。

○政府委員(倉八正君) いま先生から御指摘があ

りましたように、まことに結果的に見ますと申し

つけないことでございまして、こういう世の中の

流れが早いときに三年半もたつ、出願されてから

大体特許、実用新案は三年半もたつというこ

とは、まことに御指摘のとおり申しわけないと私は

考えております。それで非常に言いわけがましい

ことになりますが、最近の事情をちょっとお詫び

申し上げたほうが話の筋としてよからうと思いま

すが、ことは大体三十万件近く特許のいわゆる

工业所有権の申請がありまして、昨年が大体二十

四万件くらいということです、非常にふえてまいり

ましたのと、外国出願が多い、あるいは内容が複

雑になりましたして、たとえば一例を申し上げま

すと、千五百ページにわたる申請書が出ておりま

す。これは見るだけで一年かかるのでございま

す、一件が。そういうのが出てまいりまして、ま

ず、ますます渋滞しております。昨年前長官がこの席

で御説明しましたときは、確かに四十六万件の滞

貨だったと思いますが、ことは五十八万件に

なりましたして、たとえば一例を申し上げま

まして、できるだけ予算のギャップを私たちには少なくしよう、こういう努力をしたいと考えております。

○上原正吉君

どうもいつもそういう遺憾な傾きがあつて、それを繰り返してきたわけなんです。特許庁の収入と特許庁の費用とを比べてみて、収入のほうが多いなぞというのはまことにどうも不都合きわまる予算の使い方だと思うわけです。そこで、先ほども特許庁は予算獲得の努力が足りないのじゃないかということを率直に申し上げたわけなんですが、これはわれわれにも罪があると思います。もう少しわれわれも特許庁も馬力をかけて予算獲得に努力しなければならぬと思うわけなんです。というのは、さっきも申し述べたように、特許庁の仕事というのは直接国の収入に、事業、産業の振興に關係のあることでして、これがどんどん進捗すれば、それだけ税金として国の収入が上がってくるわけなんです。いわんや特許のための手数料で特許庁をまかなつて余りがあるなどというときは、とうていかんべんのできない予算の使い方だと思うわけです。これはひとつまずす御努力をいただくと同時に、われわれも激励をうごりますから、ぜひひとつお願ひいたしたいと思うわけです。

そこで、欠員なぞというのは、いまどきのくらいあるわけなんですか。

○政府委員(倉八正君)

これは例の行政管理庁が九月四日に各省庁に対しまして欠員不補充という策を打ち出したとき、特許庁は千三百十五名のうちに欠員が十九名ございました。現在はそれが大体二十二、三名にふえております。これは主としてやめていく人でございまして、二十二、三名になつております。

○上原正吉君

欠員不補充なぞというのも全く機械的な、理由を問わない拙劣さわる人員減少の方法だと思うわけですが、これは特許庁の責任じゃないからお尋ねしても始まりませんが、

この欠員不補充方針だけですか、欠員を生じた理由は。

○政府委員(倉八正君)

いま上原先生御指摘の最初の問題ですが、不補充というのが原則でござりますが、特許庁につきましては、滞貨山積して事務が渋滞しておるんじゃないかということで、特許庁に限りましては、特に行管あるいは人事院と話まして、解除をしてもらいまして、事務職員を埋めたわけでございます。それでそのうちの八名というのはこれで埋まつたわけでございます。

それから欠員というものが出てくる原因というのが、非常に先生御指摘のようく、いまの特許思想

というものが企業の間に普及しまして、しかし、民間ではそういう特許の専門家を養成しにくいということで、われわれのほうが非常に目をつけられまして、いろいろ抜いていかれる者が多いのでございまして、相当それを引きとめることにやつきとなつておりますが、抜かれまして減っていくといふのが現状でございます。しかし、これをほうつておいてはゆゆしいことになるということで、たとえば俸給の増額、いわゆる調整額、あるいは等級の進級というふうなことでできるだけ優秀な審査官、審判官をつけないでおくというのが現状ではなかるうかと思うのです。

○上原正吉君

私もそれを心配しておるわけなん

です。特許といふものは本当に高度な技術的なものなんですから、その性質が。

したがつて、特許の職員というのは非常に高度な学問、技術を持ったものでなければ、特許すべきかすべからざるかなどといふ判断がつくわけがないのでございまして、よほどの人材を集めなければ、産業の発達に貢献するような特許行政は行なえない。

これは議論の余地がないと思う。だから特許庁に欠員があるなどということは、たぶん給与に不足があるのだろうと思つておつたのですが、実際私の想像のとおりだったと思うわけでございまして、これがひとつ特許庁もわれわれもっと努力を傾けなければならぬことだと思います。

この欠員不補充方針だけですが、これはたとえ

ば鶏にえさをやるようなもので、りっぱな栄養豊富なえさをくれなければ卵は生みませんから、そ

も、特許庁の陣容は特別に強固にすべきであり、そ

れから残りの者は資料整備をやっておりますが、特許庁につきましては、滞貨山積して事務が渋滞しておるんじゃないかということで、特

許庁に限りましては、特に行管あるいは人事院と話まして、解除をしてもらいまして、事務職員を埋めたわけでございます。それでそのうちの八名というのはこれで埋まつたわけでございます。

それから欠員というものが出てくる原因といふのが、非常に先生御指摘のようく、いまの特許思想

というものが企業の間に普及しまして、しかし、民間ではそういう特許の専門家を養成しにくいということで、われわれのほうが非常に目をつけられまして、いろいろ抜いていかれる者が多いのでございまして、相当それを引きとめることにやつきとなつておりますが、抜かれまして減っていくといふのが現状でございます。しかし、これをほうつておいてはゆゆしいことになるということで、たとえば俸給の増額、いわゆる調整額、あるいは等級の進級というふうなことでできるだけ優秀な審査官、審判官をつけないでおくというのが現状ではなかるうかと思うのです。

○上原正吉君

私もそれを心配しておるわけなん

です。特許といふものは本当に高度な技術的なものなんですから、その性質が。

したがつて、特許の職員というのは非常に高度な学問、技術を持つたものでなければ、特許すべきかすべからざるかなどといふ判断がつくわけがないのでございまして、よほどの人材を集めなければ、産業の発達に貢献するような特許行政は行なえない。

これは議論の余地がないと思う。だから特許庁に欠員があるなどということは、たぶん給与に不足があるのだろうと思つておつたのですが、実際私の想像のとおりだったと思うわけでございまして、これがひとつ特許庁もわれわれもっと努力を傾けなければならぬことだと思います。

この欠員不補充方針だけですが、これはたとえ

などには十分な費用を与うべきで、これはたとえば鶏にえさをやるようなもので、りっぱな栄養豊富なえさをくれなければ卵は生みませんから、そ

も、特許庁の陣容は特別に強固にすべきであり、そ

れから残りの者は資料整備をやっておりますが、特許庁につきましては、滞貨山積して事務が渋滞しておるんじゃないかということで、特

許庁に限りましては、特に行管あるいは人事院と話まして、解除をしてもらいまして、事務職員を埋めたわけでございます。それでそのうちの八名というのはこれで埋まつたわけでございます。

それから欠員というものが出てくる原因といふのが、非常に先生御指摘のようく、いまの特許思想

というものが企業の間に普及しまして、しかし、民間ではそういう特許の専門家を養成しにくいということで、われわれのほうが非常に目をつけられまして、いろいろ抜いていかれる者が多いのでございまして、相当それを引きとめることにやつきとなつておりますが、抜かれまして減っていくといふのが現状でございます。しかし、これをほうつておいてはゆゆしいことになるということで、たとえば俸給の増額、いわゆる調整額、あるいは等級の進級というふうなことでできるだけ優秀な審査官、審判官をつけないでおくというのが現状ではなかるうかと思うのです。

○上原正吉君

私もそれを心配しておるわけなん

です。特許といふものは本当に高度な技術的なものなんですから、その性質が。

したがつて、特許の職員というのは非常に高度な学問、技術を持つたものでなければ、特許すべきかすべからざるかなどといふ判断がつくわけがないのでございまして、よほどの人材を集めなければ、産業の発達に貢献するような特許行政は行なえない。

これは議論の余地がないと思う。だから特許庁に欠員があるなどということは、たぶん給与に不足があるのだろうと思つておつたのですが、実際私の想像のとおりだったと思うわけでございまして、これがひとつ特許庁もわれわれもっと努力を傾けなければならぬことだと思います。

この欠員不補充方針だけですが、これはたとえ

ば鶏にえさをやるようなもので、りっぱな栄養豊富なえさをくれなければ卵は生みませんから、そ

も、特許庁の陣容は特別に強固にすべきであり、そ

れから残りの者は資料整備をやっておりますが、特許庁につきましては、滞貨山積して事務が渋滞しておるんじゃないかということで、特

許庁に限りましては、特に行管あるいは人事院と話まして、解除をしてもらいまして、事務職員を埋めたわけでございます。それでそのうちの八名というのはこれで埋まつたわけでございます。

それから欠員というものが出てくる原因といふのが、非常に先生御指摘のようく、いまの特許思想

というものが企業の間に普及しまして、しかし、民間ではそういう特許の専門家を養成しにくいということで、われわれのほうが非常に目をつけられまして、いろいろ抜いていかれる者が多いのでございまして、相当それを引きとめることにやつきとなつておりますが、抜かれまして減っていくといふのが現状でございます。しかし、これをほうつておいてはゆゆしいことになるということで、たとえば俸給の増額、いわゆる調整額、あるいは等級の進級というふうなことでできるだけ優秀な審査官、審判官をつけないでおくというのが現状ではなかるうかと思うのです。

○上原正吉君

私もそれを心配しておるわけなん

です。特許といふものは本当に高度な技術的なものなんですから、その性質が。

したがつて、特許の職員というのは非常に高度な学問、技術を持つたものでなければ、特許すべきかすべからざるかなどといふ判断がつくわけがないのでございまして、よほどの人材を集めなければ、産業の発達に貢献するような特許行政は行なえない。

これは議論の余地がないと思う。だから特許庁に欠員があるなどということは、たぶん給与に不足があるのだろうと思つておつたのですが、実際私の想像のとおりだったと思うわけでございまして、これがひとつ特許庁もわれわれもっと努力を傾けなければならぬことだと思います。

ことでございますが、何といいますか、審査官を増員するというのが一番の大きい問題です。したがいまして審査官に六十七名を充てる。それからまた審判も相当渋滞しております。それから

充てる。それから残りの者は資料整備をやつてみたり、あるいは出願がこれがまた渋滞いたしておりまして、先生も御存じでいらっしゃると思うけれども、出願してから番号が通知がいくのに三十五日もかかるというのではどうも申しづけないということで、その事務職員をたとえば出願に充てたり、あるいは分類に充てたり、こういうふうなことをしております。これが予算上の定員でございますが、そのほかに資料分類官あるいは調査官としまして各会社をおやめになりました

ふうなことをしております。これが予算上の定員でございますが、そのほかに資料分類官あるいは調査官としまして各会社をおやめになりました

○上原正吉君 計画はわかりましたが、先ほど長官がおっしゃった中にもありました出願の紙です。ね、書類が何千ページに及ぶというふうな、これは今後ますますそうなっていくだろうと思うのです。というのは、学問、技術が進歩するに従つて特許出願の内容が非常に高度化していく、むづかしくなっていく、だからそういう困難な出願が多ますますふえていくと思うわけでありまして、長官のお見込みどおり進捗するということは容易でなかろうと思うわけなんです。そこでひとつ伺いたいのは、大蔵省が特許庁の収入から頭をはねて一般財源に回すというようなことはもつてのほかで、まずこれを是正させなければならぬと思うわけですけれども、その上にもう少し料金でも引き上げて、スピードで案件を片づけていく、こういう考え方はありませんか。これは先ほども申し上げたように、みな營利につながるものなんですが、特許出願というのは、特許にしましても、商標にしましても、実用新案にしましても、全部營利につながる、職業につながるもので、別にこれが安くなければ国民の福祉が著しく害されるというふうなものでもないですから、大蔵省が頭をはねるというようなことを嚴重に禁止をすると同時に、もう少し料金というものを引き上げて、もつとスピードで一気に片づける、そのほうが一般的の業者は非常にありがたいと喜ぶだらうと思うのですが、この点についてのお考えはどうですか。

して、たとえば町の発明者とか、あるいは中小企業の中には、やれ実用新案、やれ商標とか出される方には、それはまあ反対もあるうかと思いますが、この料金の引き上げにつきましては、確かに日本の料金というのは、さほど外國に比べて高くないのでござりますから、それも一つの考え方だらうと思います。この問題につきましては、いま工業所有権制度改正審議会におきまして、この料金の引き上げの可否ということについて論じております。またそのほうの結果も待ちまして、われわれとしても態度を早くきめなくてはいけない、こう考えております。
○上原正吉君 (きょうは準備もありませんから、このくらいにしておきます。
○委員長 (豊田雅孝君) 他に御發言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。
本日はこれをもって散会いたします。
午後二時二十一分散会

して、たとえば町の発明者とか、あるいは中小企業の中には、やれ実用新案、やれ商標とか出される方には、それはまあ反対もあるうかと思いますが、この料金の引き上げにつきましても、確かに日本の料金というのは、さほど外國に比べて高くないのでござりますから、それも一つの考え方だらうと思います。この問題につきましては、いま工業所有権制度改正審議会におきましても、この料金の引き上げの可否ということについて論じておられまして、またそのほうの結果も待ちまして、われわれとしても態度を早くきめなくてはいけない、こう考えております。
○上原正吉君 きよらへは準備もありませんから、このくらいにしておきます。

| 種類 | 数 | 量 |
|---------|----|----------|
| 圧縮水素 | 容積 | 三百立方メートル |
| 圧縮天然ガス | 容積 | 三百立方メートル |
| 液化酸素 | 質量 | 三千キログラム |
| 液化アソノニア | 質量 | 三千キログラム |
| 液化石油ガス | 質量 | 三千キログラム |
| 液化塩素 | 質量 | 三千キログラム |

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に「ス」に改める。
〔第一項〕を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に「第三十四条」を加える。

第三十九条第一号中「液化酸素消費者」を「特定

| 種類 | 数量 |
|---------|------------|
| 圧縮水素 | 容積三百立方メートル |
| 圧縮天然ガス | 三百立方メートル |
| 液化酸素 | 質量三千キログラム |
| 液化アノモニア | 三千キログラム |
| 液化石油ガス | 質量三千キログラム |
| 液化塩素 | 質量一千キログラム |

午後二時二十分 散会

一
西周之政綱治道
卷之三
一
治政得失

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

**高圧ガス取締法の一部を改正する法律
高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二五)**

の一部を次のように改正する。

第二十四条の二 次の表の上欄に掲げてある

圧ガス(以下「特定高圧ガス」という)を消費する者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯

蔵設備の貯藏能力が同表の下欄に掲げる数量以上であるもの又はその消費に係る事業所以外の

事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受けるもの（以下「特定高圧ガス消

の供給を受けるもの（以下「特定商店」又は「消費者」と総称する。）は、事業所及び消費する特定

高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日

| 種類 | 類別 | 数 | 量 |
|---------|----|----------|---|
| 圧縮水素 | 容積 | 三百立方メートル | |
| 圧縮天然ガス | 容積 | 三百立方メートル | |
| 液化酸素 | 質量 | 三千キログラム | |
| 液化アンモニア | 質量 | 三千キログラム | |
| 液化石油ガス | 質量 | 三千キログラム | |
| 液化塩素 | 質量 | 三千キログラム | |

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高压ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高压ガス消費者」に改める。

第三十九条第一号中「液化酸素消费者」を「特定高压ガス消费者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に「第三十四条」を加える。

第三十九条第二項中「液化酸素消费者」を「特定高压ガス消费者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に「第三十四条」を加える。

第四十一条第一項第三号中「通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」を「バルブ（通商産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び通商産業省令で定める附属品）」であつて、通商産業省令で定める規格に適合するものに改める。

第五十九条の九第三号を次のように改める。

三 特定高压ガス消费者

第六十一条中「液化酸素消费者」を「特定高压ガス消费者」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高压ガス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第二項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に特定高压ガス消費者である者（次項に規定する者を除く。）に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中消費開始日の二日前までに」とあるのは、「高压ガス取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第号）」の施行の日から「一月以内に」とする。

3 この法律の施行の際に、改正前の第二十四

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。
特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命する。

(組織)

第二条 調査会は、通商産業大臣の諮問に応じて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に因する重要事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する重要な事項に因り、必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。

(所掌事務)

第一条 通商産業省に、附屬機関として、総合エネルギー調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(設置)

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、総合エネルギー調査会設置法案

総合エネルギー調査会設置法

ム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が
欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審
議が終了したときは、解任されるものとする。
委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によ
り、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指
名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるた
め、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、
通商産業大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が
終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第六条 調査会に、必要に応じ、部会を置くこと
ができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員
は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員が
これにあたる。

4 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。
(庶務)

第七条 調査会の庶務は、通商産業大臣官房にお
いて処理する。

(省令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に
関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百
七十五号)の一部を次のように改正する。

2 第二十五条第一項の表中通商審議会の項を削

附 則

総合エネルギー調査会

エネルギーの安定 かつ長期的な施策

合は、これに要する費用を、協同組合へ還元したときどんな結果を生むかを十分研究し、その全体的効果と国民企業の育成に立脚して、民間企業を圧迫しないこと。

り、産業構造審議会の項の次に次のように加えられること。

合は、これに要する費用を、協同組合へ還元してきどんなる結果を生むかを十分研究し、その全体的効果と国民企業の育成に立脚して、民間企業を圧迫しないこと。

三、既設民間機械貸与企業約四百社に対して政府はどんな処置を講ずるかを鮮明にして、この問題である味の悪い結果を招かないようにすること。

理由

政府の企図する機械貸与機構を実現する場合には、中小企業建設機械サービス業者の死活問題となる。又、建設省及び通産省がすでに認可した中小企業等協同組合法による建設機械貸与を業とする協同組合(全国約十箇地方に存立)の取扱いについて十分の配慮が必要であるから、本問題を処理するため公聴会を開催し、既設貸与業者の声を聞くべきである。

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局